

大阪地方最低賃金審議会 第 348 回総会

(令和 4 年度 第 2 回)

資 料 目 次

資料 1	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見書	
	(1-1) 全大阪労働組合総連合の意見書	・ ・ ・ ・ ・ 1
	(1-2) おおさかパルコープ労働組合の意見書	・ ・ ・ ・ ・ 3
	(1-3) 生協労連大阪府連合会の意見書	・ ・ ・ ・ ・ 5
	(1-4) 全国一般労働組合大阪府本部の意見書	・ ・ ・ ・ ・ 9
	(1-5) 自交総連大阪地方連合会の意見書	・ ・ ・ ・ 11
	(1-6) 一般社団法人大阪タクシー協会の意見書	・ ・ ・ ・ 13
資料 2	各団体からの最低賃金改正等に係る要請等	
	(2-1) 大正紡績労働組合の要望書	・ ・ ・ ・ 15
	(2-2) 全大阪労働組合総連合取扱 団体署名による要請書	・ ・ ・ ・ 17
	(2-3) 全大阪労働組合総連合取扱 個人署名による要請書	・ ・ ・ ・ 19
	(2-4) 日本共産党大阪府議会議員団からの申し入れ	・ ・ ・ ・ 21
資料 3	令和 4 年度大阪府最低賃金の審議の進め方	・ ・ ・ ・ 23
資料 4	令和 3 年度大阪府最低賃金改正決定 (答申) 附帯事項への 取組について	・ ・ ・ ・ 25

大阪地方最低賃金審議会 会長 殿

2022年7月¹⁰日

団体名 全大阪労働組合総連合会
 代表者名 議長 菅 義人
 住 所 〒530-0034 大阪市北区錦西3丁目
 国労大阪会館内

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,500円の 早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

未だつづく新型コロナウイルスの感染拡大や、ロシア政府のウクライナへの侵攻に伴う物価の上昇などが、労働者の暮らしと地域経済に深刻な影響をあたえています。とりわけコロナ禍のもとでエッセンシャルワーカーと言われる人たちの多くが非正規労働者であり、さらなる格差と貧困の拡大を招いています。労働者からは、「ダブルワークやトリプルワークをしなければ生活ができない」「いま現在の生活が精一杯で、将来のことは考えられない」「子どもが進学や部活動をあきらめなければならない」などの悲痛な声が寄せられています。最低賃金の引き上げは、非正規労働者の賃金底上げに直結します。

昨年、中央最低賃金審議会は、すべての地域で28円の日安額を答申しましたが、地域間の格差は縮まらず、解消もされませんでした。地域間の格差を是正し、どこで働いても人間らしく暮らせる全国一律の最低賃金と、いまこそ大幅な最低賃金の引き上げが必要です。

全労連などが実施している「生計費試算調査（生活実態調査と持ち物財調査）」は、全国各地の都道府県で実施されました。大阪では約1万人分の調査で時給1,633円が必要とする結果が出ました。大阪市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額244,951円、時間額1,633円。女性＝月額242,110円、時間額1,614円が必要と示されました。ちなみに、東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されていますが、男性＝月額249,642円、時給額1,664円。女性＝月額246,362円、時間額1,642円でした。これまでに調査を行った都道府県の結果と大きな差はないことがわかります。つまり、最低賃金は全国一律で1,500円以上に引き上げなければならないという結論にいたります。

大阪府の最低賃金は、昨年28円引き上がり時間給992円です。この金額は、1日8時間、週40時間働いても、1カ月約15万円程度にしかなりません。また、病気やケガの際も医療費を払うことが厳しく、治療をためらったり、受診を控えたりする実態も報告されています。これでは、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできず、生計費調査が示した時間給1,500円以上の最低賃金を実現することは切実な要求となっています。大阪では、この改定で約23万人が引き上げの対象となり生活するために必要な時間給ではありません。

賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされています。しかし、憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」・「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。つまり最低賃金制度は、憲法 25 条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正を加えているのです。

さらに憲法第 27 条 2 項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護することを国に命じています。労働者の多くが賃金に依存して生活していることから、賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。

賃金には、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠であるとする最低賃金法の理念が生きてきます。現在の経済状況は確かに厳しいですが、生活に困難をきたし、人間としての尊厳も損なわれかねず、先行き不透明を理由に最低生計費に届かない低賃金を甘受させる根拠とすることにはなりません。

もちろん、最低賃金の引き上げと中小企業への支援の強化は、地域経済を活性化させるためにも、一体のものであると考えます。私たちは、中小企業の経営を守り、この経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げるとともに、中小企業に対して、最賃引き上げに必要な支援を強化することも政府に対し同時に求めています。

最後に、世界規模で見ても全国一律の最低賃金制度は主流となっており、多くの先進国の最低賃金は 1,000 円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく最低賃金 1,500 円の到達を強く求めるものです。

記

- 1、物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2022年7月20日

大阪地方最低賃金審議会 会長殿

おおさかパルコープ労働組合

中央執行委員長 箕作 勝則

大阪市都島区東野田町 1-5-26

大阪府最低賃金額1,600円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大による影響が長く続いています。ロシアのウクライナへの侵略戦争が長びき、市民が犠牲になっている様子は日々不安がつのります。物価の高騰が家計を直撃し、私達の日々の暮らしはさらに苦しいものとなっています。消費税や社会保険料の引き上げ、年金の引き下げなどにより家計が圧迫され、最低賃金の引き上げはますます切実です。

昨年、大阪でも実施された約1万人の「生計費試算調査（生活実態調査と持ち物財調査）」では、時間額1,633円が必要との結果が出されました。大阪市内で若者が一人暮らしをするためには、男性で月額244,951円、時間額1,633円。女性が242,110円、時間額1,614円必要と示されました。全国平均でも月23万～25万円、年額約300万円、時間給に換算して1,500円以上の最低賃金が必要であると、都市部や地方で同じ結果が出ています。全国どこで暮らしても生活にかかる費用は同じです。

全国の生協で働く労働者の約6割が、パートなどの時間給で働く労働者です。おおさかパルコープでも労働者約3000人のうち、6割を超す2000人が非正規労働者です。非正規労働者の多くが最低賃金の改定に直接影響をうけています。シングルマザーや世帯主も多く、ダブルワークやトリプルワークをして生活を支えています。さらに定年を迎えても現役時代の賃金が低いため、年金支給額も低く年金では暮らせないため、70歳をこえても働かざるをえない状況です。

最低賃金は「健康で文化的な最低限度の生活」＝生存権を保障する水準でなければなりません。私たちは最低時間給1,600円を早期に実現し、子どもたちが我慢を強いられることなく、不安な日々を送ることなく、どこでもだれでも8時間働けば普通に暮らせる社会を求めます。

記

- 1、物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げると共に、生計費原則に基づき早期に1,600円に到達させること。
- 2、全国一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2022年7月20日

大阪地方最低賃金審議会 会長 殿

生協労連大阪府連 会長

執行委員長 田中 豊

大阪市天王寺区悲田院町5-3-3

国労南近畿会館2階

2022年度大阪府最低賃金の改定審議にむけた意見書

2022年度の最低賃金について、ご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。今年度の大阪府最低賃金額の改定にかかわり、意見を述べさせていただきます。

1. 生協労連の概要について

全国生協労働組合連合会（生協労連）は、全国の生活協同組合（生協）及び生協関連で働く仲間を組織しており、全国46都道府県に組織を有しています。現在の組合員数は約65,500人で、うち40,000人余り、約6割がパートなど時間給で働く仲間です。私ども生協労連大阪府連合会（生協労連大阪府連）は、大阪にある生協と生協関連で働く仲間を組織し、現在の組合員数は約3,400人で、うち1,600人余り、約5割がパートなど時間給で働く仲間です。生協労連の運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでもだれでも8時間働けば人間らしく普通に暮らせる社会、最低賃金1,500円以上をめざしています。

2. 2022年最低賃金改定にあたって

昨年（2021年）の中央最低賃金審議会において、全国すべてのランクで一律28円の目安を示しました。しかし、一昨年は目安額を示しておらず、2年間では年14円程度の引き上げとなります。最低の820円と最高の1,041円との地域間の格差は221円と縮まらず、この差はこの14年間で2倍以上の格差となっています。また、今年は歴史的な物価の高騰が労働者の暮らしを直撃しています。小麦製品は昨年10月からの比較でも19%、トイレットペーパー10%以上、ガソリンや灯油など日々の生活にかかせない食料品や日用品の値上げは、非正規労働者を中心に低賃金で働く人ほど、重くのしかかっています。

このような中、先日の経済財政諮問会議で岸田首相は「できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引き上げに取り組む」としました。しかし、「最低賃金1,000円以上」（年率3%程度）は2016年の骨太の方針で明記されたもので、3%の引き上げでは現在の物価高にはとても追いつきません。今年度の最低賃金の改定にあたっては、低賃金で働く人の生活実感をふまえた上での議論をお願いいたします。

3. 世界では最低賃金の引き上げの動き

現在も続くコロナ禍の中と物価高騰を受け、非正規労働者など低賃金労働者の生活を支えるために、諸外国では最低賃金の引き上げの施策がとられています。イギリスでは4月から9.5ポンド（約1560円）に、フランスは5月から10.85ユーロ（約1530円）に引き上げ、オーストラリアも7月に21.38豪ドル（約2,010円）に、ドイツでは7月に10.45ユーロ（約1,470円）、10月に12ユーロ（約1,690円）まで引き上げられる予定です。また、ロシアは7月から16.04ドル（約2,140円）となっています。一方、日

本の最低賃金は、全国加重平均 930 円で、これでは到底まともな生活を送ることはできません。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織がとりくんだ生計費試算調査は、これまでに 4 万 5 千人余りが参加し、人間らしくまともな生活を営むためには、月に 23 万円から 25 万円、時給に換算すると、1,500 円から 1,600 円の賃金が必要だと科学的なデータとして示しています。この調査を大阪でも行ったところ、約 1 万人分の調査で時給 1,633 円が必要とする結果が出ました。大阪市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額 244,951 円、時間額 1,633 円。女性＝月額 242,110 円、時間額 1,614 円が必要と示されました。ちなみに、東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されていますが、男性＝月額 249,642 円、時給額 1,664 円。女性＝月額 246,362 円、時間額 1,642 円でした。これまでに調査を行った都道府県の結果と大きな差はないことがわかります。つまり、最低賃金は全国一律で 1,500 円以上に引き上げなければならないという結論にいたります。コロナ禍で更には、物価高騰が続く今だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げていくことが必要です。

4. コロナ禍で非正規の賃金底上げと格差是正は切実

コロナ禍の長期化は、立場の弱い非正規労働者や女性、若者に集中しています。全国どこでも、同じ仕事をしていても最低賃金の地域間格差によって採用時給にも大きな違いがあります。全国どこでもコンビニの水やお茶の値段は同じにもかかわらず、働いている店員の時給は地域ごとに違っていて、差があるのは納得できません。同じ物を販売し、同じ内容の仕事をしていても地域で時間給が違うのはおかしいと指摘せざるを得ません。

最低賃金の地域間格差は、所得の格差となり、子どもの進学率の格差や年金支給額の格差にもつながります。この格差は、時間給で働く非正規の問題だけではなく、正規で働く人の問題でもあります。また、全国どこで働いていても賃金に差がなければ、安心して生まれ育った場所で働き生きていくことができます。そして、全国どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。ましてや、地域間格差が人口流出を招き、人手不足を深刻化させています。地方における人手不足の深刻化が、最低賃金の積極的な引き上げが必要であることを示していると言えます。

5. 景気の回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金に

これまでは商工会議所や企業団体などから、これ以上の引き上げは「企業をつぶすことになる」との反発がありました。しかし、4 月に出された日本商工会議所の調査によると「最低賃金を上げるべき」が昨年より 13.6 ポイント上昇して 41.7% となりました。人の確保や、モチベーションの向上などの必要性から最低賃金の引き上げに前向きな変化も見られています。また、かつてはパートやアルバイトなどは、家庭の補助的労働といわれてきましたが、現在では一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金があがれば、貯蓄ではなく消費に回することは確実です。現在の物価高の状況への対応と、消費を回復させ向上させるためには、最低賃金を大幅に引き上げ、賃金の底上げを行うことこそが最も有効です。

6. 要請内容

大阪府の最低賃金は、昨年 28 円引上げられ時間額 992 円となりました。しかし、まだ 1,000 円に満たないばかりか、この金額は 1 日 8 時間、週 40 時間働いても 1 ヶ月 16 万円に届かない賃金にしかならず、年収でも 190 万円、年収 200 万円以下の働いても生活できない働く貧困層（ワーキングプア）の状態です。これでは、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。大阪地方最低賃金審議会におかれましては、大阪の労働者の実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行っていただき、大幅な引き上げに踏み込むようお願いいたします。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は 1,000 円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく 1,500 円以上の到達を求め、下記の通り要請いたします。

記

1. コロナ禍によって景気後退に陥った経済を早期に立て直すためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
2. 全国一律の最低賃金制度を確立すること。
3. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

団体名 全国一般労働組合大阪府本部

代表者名 執行委員長 吉野弘人

住所 〒530-0041
大阪市北区天神橋1丁目13-115
大阪グリーン会館3F
電話 06-6354-7212

中小企業労働者、非正規労働者などすべての労働者の賃金改善で、生活不安、経済低迷から脱却するために

大阪府最低賃金1500円以上の実現を求める意見書

昨年、大阪府最低賃金は28円上がり時間額992円になりました。しかし2年を越えるコロナ禍や、ロシア政府のウクライナ侵攻、さらに「アベノミクス」による異次元金融緩和による異常な円安により、物価の高騰が労働者の暮らしと地域経済に深刻な影響をあたえています。今春闘を前に岸田首相は財界に「3%の賃上げ」を要請するとともに、医療・介護・保育労働者への賃上げを打ち出したものの実効性は伴わず、また急激な物価上昇により実質賃金は下がる一方です。とりわけコロナ禍のもとでエッセンシャルワーカーと言われる人たちの多くが非正規労働者であり、最低賃金の引き上げは非正規労働者の賃上げに直結します。

私たち全国一般労組大阪府本部にも医療や介護、火葬場などの仲間が加入し、「休みたいけれど休めない」「感染の不安を日々感じながら仕事をしている」「感染不安と低賃金で新人を採用してもすぐ退職して人手不足・労働強化が続いている」と切実な声が出されています。最低賃金並みの時間給1000円前後で働くパートや定年後再雇用者などの賃上げ・生活改善には最低賃金の大幅引き上げが不可欠です。私たちは同時に、中小・小規模事業者が賃上げに対応できるように、減税や社会保険料の負担軽減など事業者への支援策を政府に求めています。

全労連などが取り組んでいる「生計費試算調査（生活実態調査と持ち物財調査）」は、全国各地の都道府県で実施されました。大阪では約1万人分の調査で時間額1,633円（男性、月150時間換算）が必要とする結果が出ました。ちなみに、大阪と同じAランクで現行最低賃金1041円の東京都（北区）の調査では時給額1,664円、Dランクの大分市では1,725円という結果が出ています。つまり、最低賃金は全国一律で1,500円以上に引き上げなければならないという結論にいたります。

新型コロナ感染拡大以降、世界各国では原油高など消費者物価高騰を受け、労働者の賃金底上げのため、韓国・ドイツ・オーストラリアなどが最低賃金を5%以上引き上げています。労働者の生活を支え、消費購買力向上による経済好循環のためにも最低賃金の大幅引き上げをすべきです。

以上のことから、大阪地方最低賃金審議会は、府下労働者の実態をふまえ、最低賃金法第1条の「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ための最低賃金とするべく、下記項目の実現に向け議論を尽くされるよう求めます。

記

1. 物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金を日額・月額でも設定すること。
4. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化を進めると同時に、中小企業に負担を強いる施策を行わないよう政府に求めること。

以上

ひとこと

2022年7月20日

大阪地方最低賃金審議会 御中

自交総連大阪地方連合会
執行委員長 福井 勇

最低賃金 1500 円への大幅引き上げと全国一律化を求める意見書

1. 最低賃金に抵触するタクシー労働者が激増

タクシー労働者の労働条件はもともと劣悪なうえ、コロナ危機による影響も大きく、大阪で働くタクシー労働者の 2021 年の平均年収は約 251 万円で、産業計男性労働者の 567 万円より 316 万円も低くなっています（厚労省『賃金構造基本統計調査』による）。

関西圏のタクシー労働者の平均賃金（同年）を見ても、京都 189 万円、兵庫 206 万円、滋賀 234 万円、奈良 263 万円、和歌山 271 万円（同調査）で、その地方の地域別最低賃金に限りなく近づいたことから最低賃金法違反も多数発生しています。

こうした実態を鑑みても、最低賃金が引き上げられることは、多くのタクシー労働者にとって直接の賃金アップにつながるたいへん重要で切実な問題です。異常ともいえるタクシー労働者の低賃金状態を改善するため、最低賃金を大幅に引き上げ、地方間格差を縮めることがつよく求められます。

2. 最低賃金の引き上げはタクシー経営の障害とはならない

(1) 低すぎる最低賃金こそが経営努力を怠らせ、健全な事業発展の障害に

毎年の最低賃金改定の審議にあたって、タクシーの経営者団体は、厳しい経営環境のなかで企業の支払い能力を考慮して、引き上げは慎重にしてほしい旨の意見を提出しています。しかし、最低賃金を低く留め置くことは、むしろタクシー事業の健全な発展、将来展望を失わせることにつながります。

タクシーの経営環境が悪化したのは、2002 年 2 月 1 日に実施されたタクシー事業の規制緩和が大きな要因です。需給調整規制を廃止し、運賃規制を緩和したために、タクシー台数が急増し、低運賃競争が発生しました。しかし、需要は拡大せず、激しい過当競争状態となり、1 台当たりの営業収入は急減しました。

タクシー労働者の賃金は、歩合給を採用しているところが少なくないために、

が、それでは労働者は生活できず、事業の維持さえ困難になります。現にコロナ禍の2年で大阪では約2400人の労働者がタクシー業界から退出しています。また、現在の最低賃金の水準では、最低賃金が支払われても労働者は生活を維持することができず、2020年以降、タクシー運転者の離職が全国でも急速にすすんでいます。最低賃金を大幅に引き上げて、最低賃金で生活が維持できるようにしなければ、タクシーを運転する労働者がいなくなり、地域公共交通としてのタクシー事業が維持できなくなります。

(3) 国・地方自治体からの適切な助成の必要性

実際に最低賃金を引き上げた場合、現在、最低賃金近似の賃金で労働者を雇用している経営者は、負担が増えて、経営上の影響が出ることは明らかです。ここに対して何らかの手立てが必要で、最低賃金の引き上げは、中小・零細企業に対する国や地方自治体の助成の充実とセットで行うこととし、経営者の負担を軽減すべきです。コロナ危機で疲弊したタクシー事業への特別の手当も含めて、今年度は特段の対応が必要です。

最低賃金の引き上げによって、実際に労働者の賃金を引き上げた使用者に対しては、新たに増加した費用を補填する補助金や社会保険料の使用者負担分の軽減など十分な助成策を講じて、最低賃金引き上げの負担を軽減して、経営と雇用の維持をはかれるようにするべきです。

3. 最低賃金の大幅引き上げでコロナ危機からの経済再生を

低すぎる最低賃金は、タクシーに象徴的にみられるように、安い人件費で経営が維持できてしまうために、経営者の生産性向上に対する意欲を低下させます。

また、低すぎる最低賃金は、コロナ危機のなかで、労働者の最低限の生活の維持を危うくしています。

大幅な最低賃金の引き上げと地方間格差の是正によって、コロナ危機から脱却し、経済再生をはかり、労働者の賃金の上昇が生産性の向上を促し、消費も拡大して、日本経済全体が成長し、大阪をはじめ関西経済の好循環が実現するように、大阪地方最低賃金審議会においては積極的な最低賃金引き上げの審議が行われるよう求めるものです。

以上

労務第 8 号

令和4年7月19日

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部良子 殿

一般社団法人大阪タクシー協会

会長 坂本栄二

地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では、6月28日に後藤厚生労働大臣より諮問を受け、地域別最低賃金額の改定の目安について検討されているところであり、大阪におきましても、7月6日に貴審議会へ大阪府最低賃金の改正決定について諮問がなされたところがあります。

政府は、6月7日に「経済財政運営と改革の基本方針2022」などの閣議決定を行い、最低賃金の対応について「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引き上げに取り組む」とされたところでもあります。

しかしながら、令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、特に中小企業においてはあらゆる分野において影響を及ぼし、タクシー事業におきましても経営状況の悪化は極めて深刻な状況であるとともに、未だに事態の収束が見通せない状況にあり、併せて、昨年来よりの燃料価格の高騰に伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いており、一部事業者では、この間でタクシー事業を廃業したところもあります。

タクシー運転者の賃金は、多くが歩合給制度を取っていることから、営業収入の激減は、直接最低賃金額に影響し、不足分は事業者が負担しなければならない状況にあります。最低賃金額が引き上げられることになると、多くの事業者で事業継続が困難になり、ますます廃業などを余儀なくされることが想定されます。

こうした状況の中においても、雇用調整助成金の活用などにより、運転者の雇用を維持・確保するとともに、国民生活や経済活動の根幹である公共交通機関としての社会的責任の観点から事業継続に努力を続けております。

貴会におかれまして最低賃金額の改定につきましては、大阪のタクシー業界の現状をご理解いただき、慎重の上にも慎重にご審議され、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨にご斟酌を賜りますよう強く要望致しますのでよろしくお願い申し上げます。

謹白



2022年7月9日

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部 良子 様

団体名： 大正紡績労働組合

代表者名： 組合長 赤田 満

大阪府最低賃金の引き上げを求める要請

2020年以降の新型コロナウイルス拡大により、日本社会では非正規雇用で働く者などへのセーフティネットの脆弱性が顕在化しました。また、大阪では、有期・短時間・契約・派遣等で働く者の割合が39.2%と全国平均よりも高く、相対的に低い労働条件や処遇を早期に改善していく必要があります。また、昨今の原材料・エネルギー価格の高騰は、生活消費財の物価上昇をもたらし、働く者の生活に大きな影響を及ぼしています。最低賃金近傍で働く者の多くが非正規雇用であることを鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、十分な機能の発揮が求められます。

昨年、大阪府では時間額992円と28円の引き上げがありましたが、年間2,000時間働いても年取200万円に満たず、現在の最低賃金額では最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準とは言えません。最低賃金をナショナルミニマムにふさわしい水準へと引き上げ、その実効性を高めていくことが求められています。

地域別最低賃金審議会が、重要度が増す最低賃金の実効性を担保し、労働者の生活の安定と向上に寄与する、十分な機能が発揮されるものとなるよう要請いたします。

記

1. 社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーは、最低賃金近傍で働く方も少なくない。コロナ禍で感染の不安や恐怖と闘いながら働いている労働者に報いるべきであり、最低賃金の引き上げを確実に実施すること。
2. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」、政府の成長戦略、「働き方改革実行計画」に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向け、「連合大阪リビングウェイジ1,050円（時間額）以上」に改正すること。
3. 中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。
4. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
5. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に、有期・短時間・契約・派遣等で働く者の生活実態および意見を尊重すること。

以上

コロナ禍だからこそ、生活改善・経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！
 大阪府の最低賃金（992円/時）の大幅引き上げを！
 全国一律最低賃金制度の創設と、時間額 1,500円を求める要請書

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

大阪労働局局長 殿

● 要 請 趣 旨 ●

新型コロナウイルスの感染拡大が猛威を振っており、大阪では医療崩壊の状況が続いています。感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場の多くを支えているのは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者であり、最低賃金の改善による賃金格差の是正と、底上げによる地域循環型経済を確立することが重要になります。

欧米ではコロナ後の経済回復を見据えて最低賃金の引き上げを行っており、米国ではバイデン大統領が連邦政府と契約する企業の最低賃金を時給15ドル（約1,635円）に引き上げる大統領令に署名し、イギリスでは、2021年4月から成人（25歳以上）の最低賃金が8.91ポンド（約1,363円）に引き上げられました。また、ドイツでも今年10月に時給12ユーロ（約1,500円）を引き上げる方針です。

日本の地域別最低賃金は、最も高い東京（1,041円）、次いで神奈川（1,040円）、最も低い地域の沖縄・高知（820円）と東京では、221円の差があります。大阪の最低賃金は、昨年28円答申通りの992円となりましたがこの金額では、フルタイムで働いても、月額15万円程度の手取りしかなく、『健康で文化的な最低限度の生活』はできません。また、地域間の格差は、労働力の地方から都市部への流出として、地方では深刻な問題となっています。地域経済の再生には、地域間格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが必要です。

全労連などが実施している「生計費試算調査」は、全国各地の都道府県で実施され、大阪では、約1万人分の調査で時給1,633円が必要と結果が出ました。“人間らしく暮らせる”ためには、全国どこでも時給1,500円の早期実現が必要だということが示されています。国内総生産（GDP）は、前年比4.6%減でありリーマンショック期の08年度の3.6%減を上回る戦後最悪であり、その最大の原因は低賃金状態が続く中での個人消費の低迷によるものです。だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げることが、コロナ感染収束後の景気回復に必須の条件となり、地域間格差を解消し「だれでもどこでも安心して生活できる」日本を築いていくことが必要です。

については2022年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願い致します。

● 要 請 事 項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を1,500円へと引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2022年 月 日

住所

東大阪市荒本北1丁目1番1号

団体・代表者名

東大阪市関係職員労働組合

執行委員長

申洲俊昭

印

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

コロナ禍だからこそ、生活改善・経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！
大阪府の最低賃金（992 円/時）の大幅引き上げを！
全国一律最低賃金制度の創設と、時間額 1,500 円を求める要請書

大阪府最低賃金審議会会長 殿
大阪労働局局長 殿

● 要 請 趣 旨 ●

新型コロナウイルスの感染拡大が猛威を振っており、大阪では医療崩壊の状況が続いています。感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場の多くを支えているのは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者であり、最低賃金の改善による賃金格差の是正と、底上げによる地域循環型経済を確立することが重要になります。

欧米ではコロナ後の経済回復を見据えて最低賃金の引き上げを行っており、米国ではバイデン大統領が連邦政府と契約する企業の最低賃金を時給 15 ドル（約 1,635 円）に引き上げる大統領令に署名し、イギリスでは、2021 年 4 月から成人（25 歳以上）の最低賃金が 8.91 ポンド（約 1,363 円）に引き上げられました。また、ドイツでも今年 10 月に時給 12 ユーロ（約 1,500 円）引き上げる方針です。

日本の地域別最低賃金は、最も高い東京（1,041 円）、次いで神奈川（1,040 円）、最も低い地域の沖縄・高知（820 円）と東京では、221 円の差があります。大阪の最低賃金は、昨年 28 円答申通りの 992 円となりましたがこの金額では、フルタイムで働いても、月額 15 万円程度の手取りしかなく、『健康で文化的な最低限度の生活』はできません。また、地域間の格差は、労働力の地方から都市部への流出として、地方では深刻な問題となっています。地域経済の再生には、地域間格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが必要です。

全労連などが実施している「生計費試算調査」は、全国各地の都道府県で実施され、大阪では、約 1 万人分の調査で時給 1,633 円が必要と結果が出ました。“人間らしく暮らせる”ためには、全国どこでも時給 1,500 円の早期実現が必要だということが示されています。国内総生産（GDP）は、前年比 4.6%減でありリーマンショック期の 08 年度の 3.6%減を上回る戦後最悪であり、その最大の原因は低賃金状態が続く中で個人消費の低迷によるものです。だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げることが、コロナ感染収束後の景気回復に必須の条件となり、地域間格差を解消し「だれでもどこでも安心して生活できる」日本を築いていくことが必要です。

については 2022 年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願い致します。

● 要 請 事 項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を 1,500 円へと引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2022 年 月 日

氏 名	住 所
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

2022年7月22日

大阪労働局長 木原 亜紀生 様

日本共産党大阪府議会議員団

石川 たえ

内海 公仁

物価高騰とコロナ禍から大阪の雇用と中小企業を守る 重点要望

大阪市の消費者物価指数（前年同月比）は6月まで5か月連続の上昇、全国の企業物価指数（2020年基準）も5月に続いて6月も過去最高を更新しました。実質賃金は1997年から2021年の平均で全国では年収61万円もの減少、大阪ではさらに大きく減少しています。

賃金は上がらず年金は減らされるもと、長引くコロナ禍と物価高騰が襲い掛かり、大阪の府民生活と中小企業は深刻な打撃を受け続けています。

非正規労働者を中心に雇い止め失業が増え、青年・女性を中心とした貧困が拡大しています。中小企業に対しては国や府で協力金などの支援制度が設けられていますが、金額や対象を始め事業者の苦境に見合ったものには到底なっていません。雇用と営業の落ち込みに寄り添う支援策が求められています。

よって、下記の事項について要望するものです。

記

- 1 物価高騰とコロナ禍による大阪府内の雇用への影響を緊急調査し、大阪府や関係団体と協力し緊急対策を講じること。
- 2 最低賃金を時給1500円に引き上げること。
中小企業への賃上げ支援を抜本的に強化すること。
全国一律最賃制を確立すること。
- 3 介護・福祉・保育職員の賃金を全産業平均並みに引き上げること。
看護師の賃金引き上げの対象をすべての看護職員に拡充すること。
- 4 9月末までとしている雇用調整助成金特例措置を、コロナ禍が収束するまで継続すること。
- 5 「ブラック企業」「ブラックバイト」を規制する法律、下請け賃金の適正化や品質確保を保証する公契約法を制定すること。
「下請けいじめ」など大企業による不法行為の監視・取り締まりを強化すること。

以上

令和4年度 大阪府最低賃金の審議の進め方

大阪労働局

	本審（総会）	大阪府最低賃金専門部会	事務局の手続き
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第347回審議会総会（第1回） 大阪府最低賃金改正諮問 7月6日（水）13:30 4号館2階第2共用会議室 </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 7月6日（水） 専門部会委員推薦公示 7月14日締切 意見聴取公示 7月21日締切 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 7月21日（木） 大阪府最低賃金 専門部会委員任命 </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第1回 大阪府最低賃金専門部会 7月26日（火）10:30 2号館9階共用会議室B </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第348回審議会総会（第2回） ・関係労使意見聴取（陳述） ・R3地賃答申附帯事項に 関する取組状況報告 ・目安伝達説明 7月29日（金）13:30 4号館2階第2共用会議室 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第2回 大阪府最低賃金専門部会 7月29日（金）9:30 2号館9階共用会議室B </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 金額改正審議 </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第3回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第3回 8月1日（月）15:00 第4回 8月2日（火）13:30 第5回 8月3日（水）13:30 2号館9階共用会議室B </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申 </div>
			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示（異議申出） </div>
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第349回審議会総会（第3回） 地域別最賃専門部会審議結 果の報告あるいは令6条5 項適用不可（採決）の場合の 答申 8月4日（木）13:30 4号館2階第2共用会議室 </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 異議申出締切 3日答申の場合 8月18日（木） 4日答申の場合 8月19日（金） </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第350回審議会総会（第4回） 異議申出に係る 諮問、答申 8月23日（火）10:00 4号館2階第2共用会議室 </div>		
9月～ 10月			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 官報公示 9月1日（木） </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 効力発生 10月1日（土） ※法定発効 </div>

令和4年7月29日
大阪労働局労働基準部賃金課

令和3年度

大阪府最低賃金の改正決定(答申)附帯事項への取組について

令和3年8月4日 答申 附帯事項

今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正が新型コロナウイルス感染症の影響により危機的状況にある中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業務改善助成金をはじめとする施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、賃金引上げに見合った助成金の給付等、直接的な新たな支援策の実施、周知広報及び速やかな給付体制の構築等を国に強く求める。

大阪労働局に対しては、

- ①大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと、
- ②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置について、利活用の促進、支援に努めること、特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利活用を促進すること、
- ③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、
- ④公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、
- ⑤以上の取組状況については、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること
を要望する。

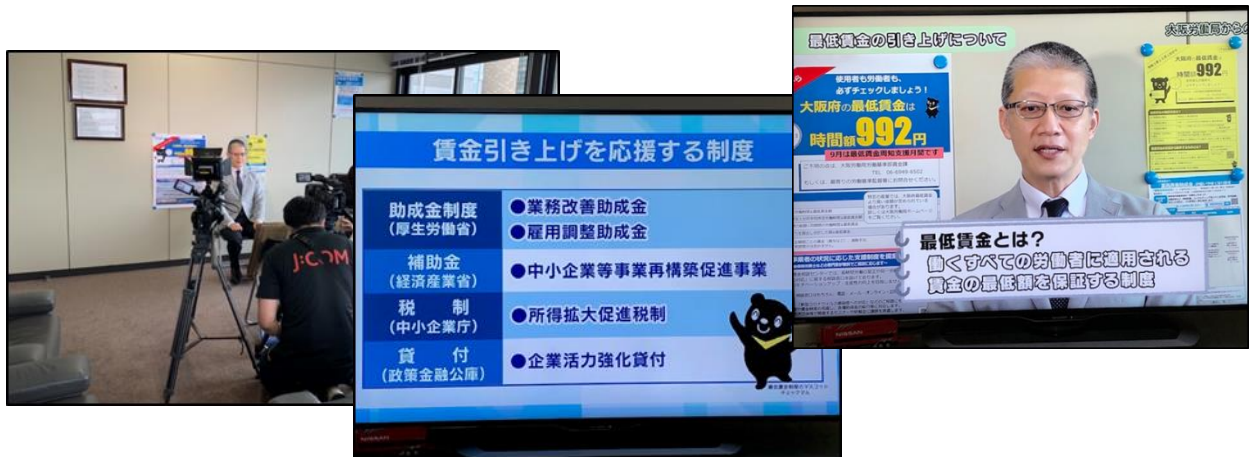
①大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと

1 的確な周知広報

(1) 大阪府内全市町村・大阪市全区広報誌への掲載



(2) ケーブルテレビ出演(9月24日から数回にわたり放映)



(3) 大阪労働局と包括連携協定を締結した金融機関での周知



- ・会報誌「だいしん NOW 9月号」に掲載
- ・池田泉州銀行大阪府内各支店(88ヶ所)で、大阪労働局専用ラックに最賃リーフレットを配架

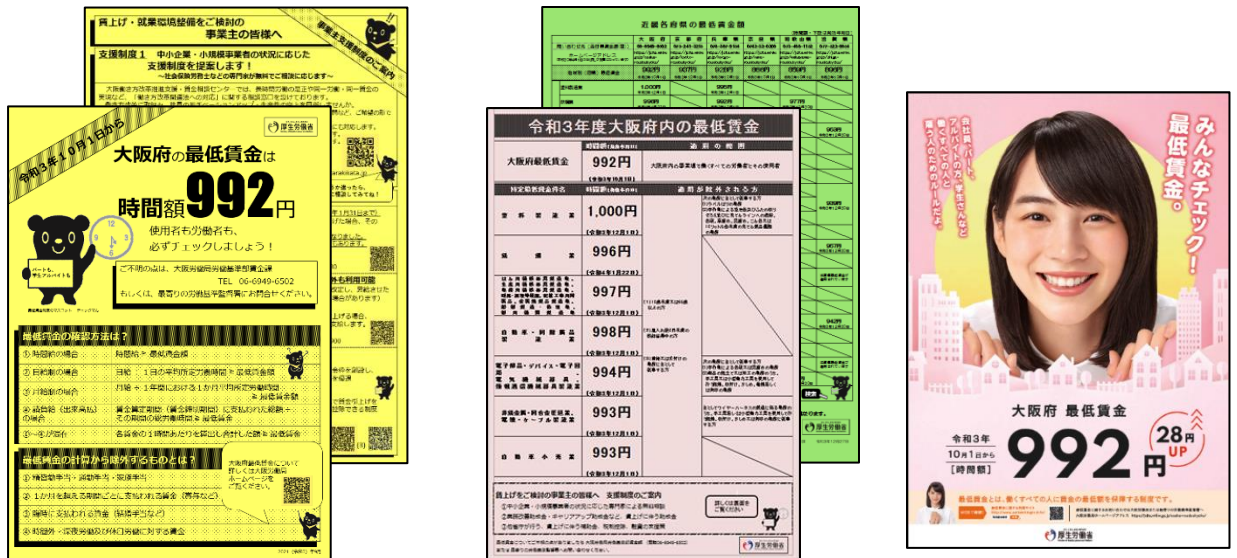
(4) 広報媒体による周知



(5) ポスター・リーフレットによる周知

厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、幅広く配布。(6月末現在)

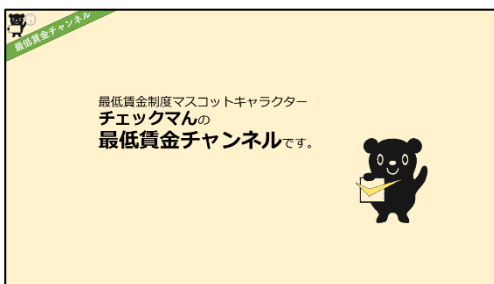
- ・地賃額PRリーフレット 42,359枚
- ・地賃額・特賃額PRリーフレット 93,704枚
- ・近畿(2府4県)の最低賃金額一覧表リーフレット 8,599枚
- ・厚生労働省版リーフレット 54,331枚



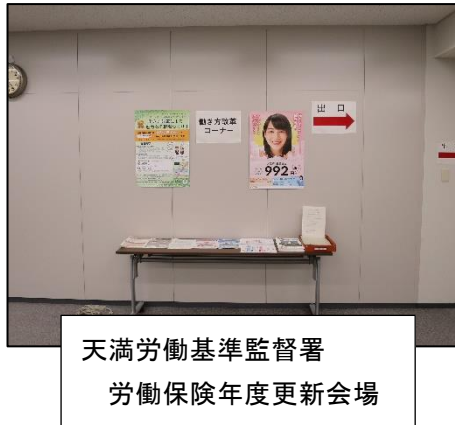
(6) 在阪鉄道各社へ主要駅でのポスター掲出



(7) 大阪労働局 YouTube チャンネルへのPR動画投稿



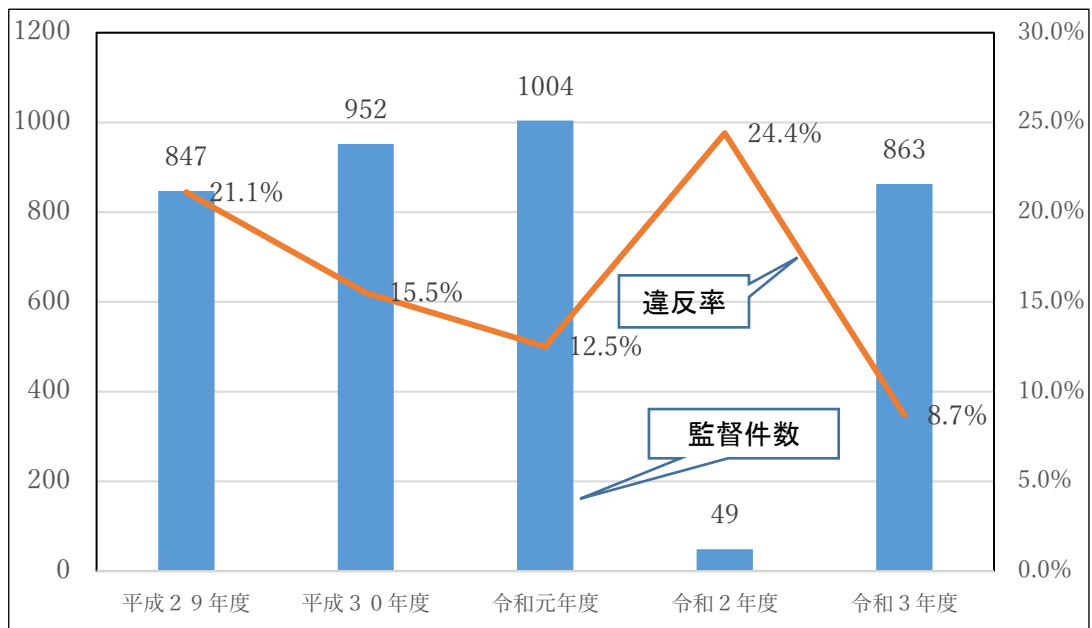
(8) 確定申告会場等での周知



(9) 大阪府信用金庫協会各店でリーフレット配架

(10) 過去5年間違反事業所・減額特例許可事業場への周知

2 最低賃金主眼監督の実施



各種情報や統計結果から最低賃金未滿のおそれの高い業種等の中小企業・小規模事業場を対象として毎年実施。

3 検証と課題・今後の取り組み

大阪府内自治体の協力もあり大阪府内43市町村すべての広報誌に掲載され、広く府民へ周知することができた。引き続き、各関係機関と連携し、大阪府最低賃金額の周知を図っていく。

最低賃金主眼監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、引き続き履行確保のための監督指導を徹底する。

②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置について、利活用の促進、支援に努めること、特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利活用を促進すること

1 令和3年9月「最低賃金周知・支援月間」の取組

(1) 大阪労働局全体としての取組を局内外に周知

(2) 最低賃金リーフレット裏面に省庁を横断する支援策を盛り込み、利活用の促進

省庁を横断する公的支援策一覧、業務改善助成金のあらましと業種別活用事例(製造・医療福祉・宿泊飲食・卸小売・生活衛生)、雇用調整助成金賃上げ特例リーフレット等

(3) 労使団体、中小企業と関わりの深い機関等への周知協力要請

(4) 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを総合相談窓口として、どの支援策が適切か等の相談に対応

(5) 最低賃金改定の影響を受けやすい事業場を選定し、各業種に合った資料を用意して、労働基準監督署から、改定額とともに支援策の活用を呼びかけ

2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組

(1) 電話・メール・訪問・窓口相談・セミナー等、あらゆる手段で、より相談しやすい環境を整え、助成金の活用、生産性の向上、労働時間制度の見直し、人手不足の解消、働き甲斐を高める賃上げ策等のニーズを踏まえた個別相談に応じている。また、経営相談を受けた場合は、大阪府よろず支援拠点へ取り次ぐなど、互いに連携している。

- (2) 特に令和3年度は、令和3年9月「最低賃金周知・支援月間」において、どの支援策が適切か等事業主からの相談に応じる窓口として対応した。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	1,685 件	2,641 件	2,084 件

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、1回で複数項目の相談も1件として計上。

3 労働基準監督署における取組

各労働基準監督署において「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、通常は労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談、集団指導、説明会、訪問支援を実施している。

令和3年度は新型コロナの影響により、集団指導・説明会は行えず、9月の周知・支援月間に個別事業所最低賃金改定の影響を受けやすい事業場を選定し、各業種に合った資料を用意して、労働基準監督署から、改定額とともに支援策を直接案内した。

4 大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会

令和元年5月に設置された本作業部会は、関係団体・関係省庁との連携を強化し、最低賃金額はもちろん、各省庁の支援策も横断的に周知を行えるよう設置したもの。

令和3年度は、改定額・支援策を早急に中小企業に周知する必要から、確定と同時に全構成員に伝達し、各傘下企業・団体等に周知を呼び掛けた。

令和3年10月に作業部会を開催。労働局・各構成員の周知の状況や支援策の活用状況を共有した。

5 支援策活用状況

		令和元年	令和2年	令和3年
業務改善助成金	申請件数	33 件	42 件	360 件
	決定件数	23 件	21 件	285 件
キャリアアップ助成金	申請件数	340 件	343 件	128 件
	決定件数	325 件	331 件	141 件

6 検証と課題・今後の取組

賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金の周知と中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を積極的に周知し、それぞれの利活用促進に取り組む。

また、関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援の周知を図っていく。

③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること

1 自治体への文書による配慮要請

- (1) 厚生労働省本省から、各都道府県知事・政令指定都市市長あてに要請文書を送付した。
- (2) 大阪労働局から、大阪府知事と連名で政令指定都市以外の府内自治体へ要請文書を送付した。
- (3) 大阪労働局労働基準部長から、国の在阪行政機関・事務所、独立行政法人あてに要請文書送付した。

2 最低賃金に係る情報の提供に関する協定

平成29年度	大阪市	最低賃金違反の情報提供
令和元年度	堺市	最低賃金違反の情報提供 低入札受注で違反の恐れがある場合の情報提供
令和2年度	大阪市	低入札受注情報提供を加え、再締結

3 検証と課題・今後の取り組み

政令指定都市を除く大阪府内すべての自治体、在阪行政機関等に対する配慮要請は継続して実施する。

大阪市・堺市とは、最低賃金違反にかかる情報の提供に関する協定について、引き続き的確に運営する。これら以外の市町村については、協定の締結の働きかけを行っていく。

④公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること

1 近畿経済産業局との連携

「下請け駆け込み寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議」へ令和4年2月出席。公正な取引慣行の構築、関係法令順守の徹底について連携を図っている。

2 労働基準監督署における取組の強化

最低賃金法第4条違反が認められた事業主で、

- (1) 違反の背景に下請法第4条(親事業者の禁止行為)違反、独占禁止法第19条(物流特殊指定)違反が認められる場合、公正取引委員会または経済産業省に通報する。
- (2) 違反の背景に元請による建設業法違反の恐れがある場合、当該事案の通報制度を積極的に活用して国土交通省に通報する。
- (3) 上記(1)(2)に該当しない場合であっても、パンフレットを配布の上、相談窓口を教示する。

3 検証と課題・今後の取組

最低賃金違反の背景を見極め、所管官庁への通報を確実にしている。所管官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き連携を行い、下請業者に対する相談窓口の情報提供を推進する。